

## 「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

[氏名]	在日米国商工会議所 銀行・金融委員会 (担当者) 在日米国商工会議所 渉外室 伊地知 徳子
[住所]	〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル10階
[電話番号]	(03) 3433-8451
[FAX番号]	(03) 3433-8354
[電子メールアドレス]	nijichi@accj.or.jp
[意見]	<p>1 <b>該当箇所</b> 法第35条の3の60第2項第1号関連 法第8条第1項第1号関連</p> <p><b>意見内容</b></p> <p>(1) 法第35条の3の60第2項第1号において、個別信用購入あつせん業者が、購入者等に対し、一定の調査を実施することによって、「商品若しくは指定権利を販売する契約又は役務を提供する契約（連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く。）であって、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供」であることが推定されることを、省令・ガイドライン等で明確にしていきたい。</p> <p>調査方法としては、対象商品・役務の使用目的、使用場所、使用期間、使用態様等の調査、また、購入者等が個人である場合には、さらに事業を営んでいることが客観的に確認できる書類及び当該事業のために対象商品・役務を使用する購入者等の意思を確認する書類を徴求することが考えられる。</p> <p>(2) 法第8条第1項第1号において、割賦販売業者が、購入者等に対し、一定の調査を実施することによって、「指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約（法第8条第1項第1号イ及びロに掲げる契約を除く。）であって、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る割賦販売」であることが推定されることを、省令・ガイドライン等で明確にしていきたい。</p> <p><b>理由</b></p> <p>割賦販売及び信用購入あつせんにかかわる規定につき、契約の申込みをした者や購入者又は役務の提供を受ける者が、「営業のために若しくは営業として」締結するものについては適用除外とする旨規定されている。しかしながら、販売業者や与信業者がどのように営業目的であることを判断すればよいのか、必ずしも明らかではない。そこで、以上の対応をご検討願いたい。</p>

<p>2</p>	<p><b>該当箇所</b>          法第35条の3の60第2項第1号関連          法第35条の3の23関連          省令案第99条第2項、第101条第1項・第2項関係</p> <p><b>意見内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療法人や社会福祉法人などの営利を目的としない法人との契約や、医者や弁護士などの営利を目的としない個人事業者との契約であっても、その事業に関連して締結される契約は、営業のために又は営業として締結されるものであり、第三章の規定の適用がないという理解でいいか。もし、適用対象とされる場合があるのであれば、具体的にどういった場合に適用対象となるのか、省令・ガイドライン等で明確にさせていただくとともに、貴省の見解を示されたい。</li> <li>2. 購入者等が、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に基づく団体又は同法第47条に基づく管理組合法人の場合、営業性の判断につきどう考えるべきか、省令・ガイドライン等で明確にさせていただくとともに、具体的な例示も含め、貴省の見解を示されたい。</li> <li>3. 上記の場合を含め、法律上の性質として、営利を目的としない法人や個人事業者との契約であっても、事業に関連する場合には営業目的の契約として第三章の規定の適用除外となり、したがって法第35条の3の23に定める登録簿に登録を受けずとも個別信用購入あつせんを業として営むことができるものと思料する。この点につき具体的な例示とともに貴省の見解を示すとともに、省令・ガイドライン等において明らかにしていただきたい。また、仮にこうした場合に適用対象となり、したがって登録を要する場合が想定されるのであれば、同様に貴省の見解を示すとともに、省令、ガイドラインにおいて明らかにしていただきたい。</li> <li>4. 上記3において登録を要する場合が想定される場合、購入者保護の見地からは、登録時の要件につき一般消費者を対象とする場合と同様の規制を及ぼす必要性は低いと考えられる。業者の自由度を極力尊重すべく、社内規則や組織図等の提出についてはこれを不要とすべきではないか。</li> </ol> <p><b>理由</b>          法第35条の3の60第2項第1号において、契約の申込みをした者や購入者又は役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものにつき、第三章の規定を適用除外する旨規定されているが、購入者等の事業の性質上、「営業のため」又は「営業として」と見做されるかどうか明らかでない場合がある。よって、こうした場合についての以上の項目につきご検討願いたい。</p>
<p>3</p>	<p><b>該当箇所</b>          第40条第2項</p> <p><b>意見内容</b>          第40条第2項において、利用者から年収の申告を受けられない場合の「年収の合理的な推定」につき規定するが、「合理的」はどのような要素をもってどのように判断すべきか。</p> <p><b>理由</b>          「合理的」の意味が必ずしも明らかではないため、どのように考えるべきかご指示いただきたい。</p>

4	<p><b>該当箇所</b> 法第30条の2第1項但し書き</p> <p><b>意見内容</b> 包括信用購入あつせんの場合において、法第30条の2第1項但し書きの場合で、信用情報調査機関の利用を含め調査を要しない場合として、以下の場合を省令にて規定していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 極度額が1万円程度以内のカードを利用者に交付し若しくは交付しようとする場合であり、かつ</li><li>• 初回購入時であって、後に速やかに行う信用情報機関を用いた調査により、与信が不適切と判断される場合には以後の与信についてはこれを行わないこととする場合</li></ul> <p><b>理由</b> 以上の場合には、与信額が極めて小額であることから、「利用者の保護に支障を生ずることがない場合」であると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---